

堺市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月26日

堺市監査委員 伊豆丸 精二  
同 信貴 良太  
同 原 蘭子  
同 澤 由美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

南区役所

(総務課、区政企画室、泉ヶ丘市民センター、自治推進課、市民課、保険年金課)

南保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、南保健センター)

## 第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年10月31日）

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 保険年金課

#### (1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 南保健福祉総合センター 生活援護課

#### (1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等（法第 78 条）に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第 63 条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 南保健福祉総合センター 地域福祉課

#### (1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### (2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

##### ア 徴収記録票の作成及び督促状の送付

堺市債権の管理に関する条例施行規則では、督促は、原則として納期限経過後 30 日以内に行うこととされている。また、養護老人ホームマニュアル（負担金債権管理編）では、納期限までに養護老人ホーム負担金が入金されていない場合には、徴収記録票を作成し、督促、催告の状況を記載して課内で供覧を行うこととされている。

これらについて、関係書類を調査したところ、以下のものがあった。

(ア) 督促の対象であったにもかかわらず、督促状を送付していないものが令和 5 年度以降 5 件あった。

また、督促状の送付を納期限後 30 日以内に行っておらず、後日にまとめて送付していたものが令和 4 年度以降 27 件あった。

(イ) 堀市債権の管理に関する条例施行規則等において、督促に指定する期限は、督促を発する日から起算して 10 日を経過する日と定められている。

しかし、令和 5 年 6 月 22 日に送付した督促状について、履行期限を同年 6 月 30 日（督促状を発する日から起算して 9 日を経過する日）としていた。

(ウ) 徴収記録票には、納入義務者の住所、氏名、金額、納入通知書の発送年月日及び納期限、督促状の発送年月日及び履行期限、収納日などを記載することとされている。

しかし、徵収記録票を確認したところ、徵収記録票を作成していないもの（4 人分）や、時効管理等に必要となる項目（納入通知書の発送年月日及び納期限）を正確に記録していないもの（6 人分）があつた。

#### イ 歳入の所属年度

歳入の所属年度について、地方自治法施行令では、出納閉鎖後の収入は現年度の歳入としなければならないとされており、滞納繰越分は、収入した日の属する年度を会計所属年度にすることとなる。

しかし、養護老人ホーム入所者負担金の滞納繰越分（平成 31 年 4 月分から令和 2 年 2 月分：65 万 7,800 円）について、令和 4 年 4 月 22 日に収入していたにもかかわらず、誤って令和 3 年度の歳入として処理していた。

#### [養護老人ホーム負担金の徵収事務について（意見）]

養護老人ホーム負担金に係る事務について、前回監査で徵収記録票の作成漏れ及び督促状の送付遅れを指摘されていたにもかかわらず、今回の監査においても、同様の誤りや基本的な事務処理誤りが発生していた。

長期間にわたり滞納となっている債権（令和 2 年発生分）もあることから、マニュアルに基づく適切な事務処理を実施するための体制を構築し、適正かつ公平な徵収事務に努められたい。

### 4 南保健福祉総合センター 南保健センター

#### (1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徵収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 5 区役所共通項目

#### (1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。

ア 現金出納簿の整理

令和6年11月25日に実地調査を行ったところ、介護保険料の現金出納簿において、令和6年7月29日から同年10月30日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、現金出納員及び現金取扱員の確認印がなかった。

(南保健福祉総合センター 地域福祉課)

イ 切手等受払簿の整理

令和6年11月25日に実地調査を行ったところ、切手等受払簿において、同年10月以降、所属長の決裁を受けずに切手やレターパックの払い戻しや受入れを行っていた。

(南保健福祉総合センター 南保健センター)